検定則第六条第二項の指定	検定則第六条第二項前段に規定する書面
令第十四条の二第一号に規定するゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電気的制動方式以外の制動方式のもの	
令第十四条の二第二号に規定するプレス機械又はシャーの安全装置	
令第十四条の二第三号に規定する防爆構造電気機械器具	
令第十四条の二第四号に規定するクレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置	
令第十四条の二第五号に規定する防じんマスク	
令第十四条の二第六号に規定する防毒マスク	
令第十四条の二第七号に規定する木材加工用丸のこ盤の歯の接触予防装置のうち可動式のもの	
令第十四条の二第八号に規定する動力により駆動されるプレス機械のうちスライドによる危険を防止するための機構を有するもの	
令第十四条の二第九号に規定する交流アーク溶接機用自動電撃防止装置	
令第十四条の二第十号に規定する絶縁用保護具	
令第十四条の二第十一号に規定する絶縁用防具	
令第十四条の二第十二号に規定する保護帽	
令第十四条の二第十三号に規定する電動ファン付き呼吸用保護具	

2　指定の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　名称及び住所並びに代表者の氏名

二　証明書作成の業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三　証明書作成の業務を行おうとする機械等の区分

四　証明書作成の業務を開始しようとする年月日

3　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　定款又は寄附行為及び登記事項証明書に準ずるもの

二　申請者が次条第二項各号の規定に該当しないことを説明した書面

三　次の事項を記載した書面

イ　役員の氏名及び略歴並びに構成員の氏名（構成員が法人である場合は、その法人の名称）

ロ　証明書作成の業務を行う者（以下この章において「証明書作成員」という。）を指揮するとともに、証明書作成の業務を管理する者（以下この章において「実施管理者」という。）の氏名及び略歴

ハ　証明書作成員の氏名及び略歴

ニ　申請に係る証明書作成の業務に用いる機械器具その他の設備の数、性能等及びその所有又は借入れの別

ホ　証明書作成の業務以外の業務を行つているときは、その業務の種類及び概要

ヘ　イからホまでに掲げるもののほか、次条第一項各号の要件に適合していることを証する事項

（指定基準）

第一条の十三　厚生労働大臣は、前条の規定により申請があつた場合において、当該申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

一　外国に住所を有すること。

二　機械等の検査を行う外国の政府機関若しくは機械等の検査を行う機関として外国の政府機関が指定するもの又はこれに準ずるものであること。

三　申請に係る機械等の証明書作成に用いる機械器具その他の設備を有し、これを用いて証明書作成を行うものであること。

四　次号の証明書作成員の要件に合致するもののうちから、実施管理者が置かれていること。

五　証明書作成員が、証明書作成に係る機械等に関する検査の実施者として外国の政府機関が指定する者又はこれに準ずる者であること。

六　申請者が、機械等を製造し、又は輸入する者（以下この号において「製造者等」という。）に支配されているものとして、次のいずれにも該当するものでないこと。

イ　申請者が株式会社である場合にあつては、製造者等がその外国における親法人（会社法第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）に相当するものであること。

ロ　申請者の役員（持分会社にあつては、業務を執行する社員）に占める製造者等の役員又は職員（過去二年間に当該製造者等の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ　申請者である法人の代表権を有する役員が、製造者等の役員又は職員（過去二年間に当該製造者等の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

2　厚生労働大臣は、前条の規定による申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。

一　申請者が法又は法に基づく命令の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

二　申請者が第一条の二十三の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

三　申請者の役員のうちに、前二号のいずれかに該当する者があること。

3　指定は、指定外国検査機関指定簿に次の事項を記載してするものとする。

一　指定年月日及び指定番号

二　名称及び住所並びに代表者の氏名

三　事務所の名称及び所在地

四　証明書作成の業務を行う機械等の区分

（指定の更新）

第一条の十四　指定は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2　前二条の規定は、前項の指定の更新について準用する。

（実施義務）

第一条の十五　指定を受けた者（以下この章において「指定外国検査機関」という。）は、証明書作成を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、証明書作成を行わなければならない。

2　指定外国検査機関は、証明書作成を行うときは、証明書作成員にこれを実施させなければならない。